

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 4 年度 |
| 計画主体 | 土佐清水市 |

土佐清水市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：土佐清水市農林水産課

所在地：高知県土佐清水市天神町 1 1 - 2

電話番号：0880-82-1228（内線 227）

F A X 番号：0880-82-1131

メールアドレス：nousui@city.tosashimizu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|-------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、シカ、サル |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 高知県土佐清水市 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|-------|-------|---------|---------|
| | 品目 | 被害数値 | |
| | | 面積 (ha) | 金額 (千円) |
| イノシシ | 稲 | 0.13 | 114 |
| | 果樹 | 0.01 | 20 |
| | イモ類 | 0.17 | 880 |
| | 野菜類 | 0.07 | 900 |
| | 合計 | 0.38 | 1,914 |
| シカ | 稲 | 0.01 | 8 |
| | 果樹 | 0.06 | 600 |
| | 野菜類 | 0.03 | 710 |
| | 合計 | 0.10 | 1,318 |
| サル | 稲 | 0.01 | 5 |
| | 果樹類 | 0.08 | 640 |
| | 合計 | 0.09 | 645 |

(2) 被害の傾向

①イノシシ

a. 生息状況

環境省が実施した自然環境保全基礎調査によると、市内全域で生息が確認されている。

b. 被害の発生時期

年間を通じて継続的に発生しており、水稻や根菜類の収穫時期に深刻である。

c. 被害の発生場所

里山付近の耕作地や人家周辺など、市内全域において発生し、人への危害についても危惧される状況である。

d. 被害地域の増減傾向

侵入防止柵設置等の効果により被害額は減少傾向となっている地域もあるが、侵入防止柵を飛び越える個体が確認されるなど、市内全域に広がっている。

②シカ

a. 生息状況

糞粒調査による生息密度では、生息密度が約 8 頭/km²との結果が出ており、農林業被害への影響があまりおおきくならない数値とされている生息密度（1～2 頭/km²）や自然植生への影響が出ないと言われている生息密度（3～5 頭/km²）に比べ、大きい数値となっている。

b. 被害の発生時期

農業被害では稲・野菜・山菜、果樹が、林業被害ではスギ、ヒノキの被害が及んでおり、1年を通じて被害が発生している。

c. 被害の発生場所

西部を中心に発生し、里山付近に生息している個体が耕作地や人家付近に出没して、農作物への被害を発生させている。近年では被害のなかった地域でも目撃証言があり、市内全域に広がっている。

d. 被害地域の増減傾向

侵入防止柵設置等の効果により被害額は減少傾向となっている地域もあるが、侵入防止柵を飛び越える個体が確認されるなど、市内全域に広がっている。

③サル

a. 生息状況

環境省が実施した自然環境保全基礎調査によると、里山付近の耕作地や人家周辺を中心に生息が確認されている。

b. 被害の発生時期

年間を通じて継続的に発生しており、水稻や果樹類の収穫時期に深刻である。

c. 被害の発生場所

里山付近の耕作地や人家周辺など、市内全域において発生し、人への危害についても危惧される状況である。

d. 被害地域の増減傾向

サルを効果的に捕獲することは難しく、捕獲による対策が進まず被害の拡大が危惧される状況である。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和3年度） | | 目標値（令和7年度） | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 被害金額 （千円） | 被害面積 （ha） | 被害金額 （千円） | 被害面積 （ha） |
| イノシシ | 1,914 | 0.38 | 1,339 | 0.26 |
| シカ | 1,318 | 0.10 | 922 | 0.07 |
| サル | 645 | 0.09 | 193 | 0.06 |
| 計 | 3,877 | 0.57 | 2,454 | 0.39 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課 題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害者が土佐清水地区猟友会各支部に捕獲依頼して、銃器、ワナ等の捕獲を実施してきた。 ・捕獲報償金制度として、予算の範囲内で、捕獲報償金を設け、イノシシ・シカ・サルの捕獲促進に取り組んでいる。 ・有害鳥獣捕獲者確保のため、新規狩猟者に初心者講習会費用や狩猟免許の申請に必要な診断書料及び教習の受講に要する経費の補助を行っている。 ・檻については、鳥獣被害対策協議会所有の捕獲檻を中心に活用し、捕獲活動を促進している。 ・生息状況の調査として鳥獣被害対策協議会所有のセンサーカメラを活用し、捕獲活動を促進している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得者の高齢化による捕獲者の減少に伴う担い手の確保。 ・半島地区のイノシシの被害の軽減。 ・近隣市町村との捕獲報償金の均衡の検討 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策の専門家を招き、実際の現地の田畑に赴き電気柵及びワイヤーメッシュ柵の張り方等の指導をいただいている。 ・国交付金を活用し、集落全体を囲む防護柵の設置を行っている。 ・国交付金事業の対象外となる被害地等での被害減少を図ることを目的とし、市事業での防護柵補助事業を行っている。 | <p>中山間地域がほとんどの当市にとって、補助基準に満たない土地の所有者が多く存在する。</p> <p>補助基準の見直し等。耕作放棄地、林地の刈り払い等による緩衝帯の整備。</p> |

(5) 今後の取組方針

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報把握に努め、地域ぐるみによる効果的な侵入防止柵設置等による防除対策を進めつつ、猟友会との連携を密にし、捕獲対策の強化を図る。 ・近年の野生鳥獣による農作物被害は、生産意欲の低下を招き、耕作放棄地増加の大きな要因となっている。今後は、農業生産活動と合わせた被害防除対策が必要となってきており、集落そのものを守るためにも、防護柵で農地を守ることが必須になってきている。そのことから防護柵設置支援事業を強化するとともに、農家の希望に応えるための予算の確保や、制度の充実を図る。 ・捕獲従事者の確保を促進するための補助事業や啓発活動等を通して、狩猟者の育成に努める。 ・近隣市町村（大月町）と連携して有害捕獲を実施する。 |
|--|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

従来どおり土佐清水地区猟友会各支部が、被害者の依頼を受けて、銃器、ワナ等の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|------------------|--|
| 令和5年度 | イノシシ シカ サル | 猟友会各支部と連携し有害鳥獣の捕獲を実施していく。 状況に応じた一斉捕獲計画の策定並びに実施。 |
| 令和6年度 | イノシシ シカ サル | 猟友会各支部と連携し有害鳥獣の捕獲を実施していく。 状況に応じた一斉捕獲計画の策定並びに実施。 |
| 令和7年度 | イノシシ シカ サル | 猟友会各支部と連携し有害鳥獣の捕獲を実施していく。 状況に応じた一斉捕獲計画の策定並びに実施。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ

個体数を推定する実用的な方法が確立していないことから、直近3ヶ年有害捕獲実績、被害の実情、目撃・出没情報を総合的に勘案する。

シカ

高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の年度ごとの目標捕獲頭数を参考とし、直近3ヶ年有害捕獲実績、被害の実情を総合的に勘案する。

サル

個体数を推定する実用的な方法が確立していないことから、直近3ヶ年有害捕獲実績、被害の実情、目撃・出没情報を総合的に勘案する。

捕獲計画(令和5年度～令和7年度)

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|------|--------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 570 | 570 | 570 |
| シカ | 1,020 | 1,020 | 1,020 |
| サル | 50 | 50 | 50 |

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| 予察計画に基づき、関係機関と連携を取りながら、捕獲手段・時期・場所等の最善策を立てる。 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| 特になし |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|-------|----------------------------|
| 土佐清水市 | 対象鳥獣については、既に県から権限が委譲されている。 |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------------------|--|--|--|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ シカ サル | <ul style="list-style-type: none"> 市単独で実施している農林業者への侵入防止柵設置に対する補助事業を継続 国交付金事業等を活用した侵入防止柵の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 市単独で実施している農林業者への侵入防止柵設置に対する補助事業を継続 国交付金事業等を活用した侵入防止柵の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 市単独で実施している農林業者への侵入防止柵設置に対する補助事業を継続 国交付金事業等を活用した侵入防止柵の設置 |

(2) その他被害防止に関する取組

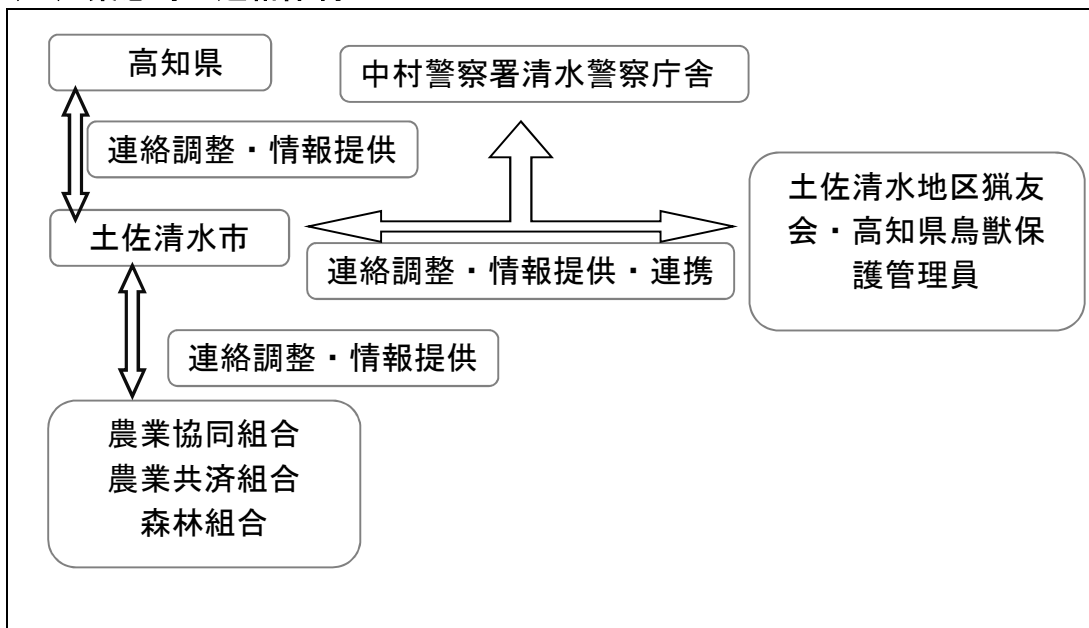
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|------------------|---|
| 令和5年度 | イノシシ シカ サル | 猟友会並びに関係機関等と協議を重ね有効策の検討をするとともに、実現に向け取り組む。 |
| 令和6年度 | イノシシ シカ サル | 猟友会並びに関係機関等と協議を重ね有効策の検討をするとともに、実現に向け取り組む。 |
| 令和7年度 | イノシシ シカ サル | 猟友会並びに関係機関等と協議を重ね有効策の検討をするとともに、実現に向け取り組む。 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|---------------|--------------|
| 土佐清水地区猟友会 | 地域巡回、情報収集・提供 |
| 高知県鳥獣保護管理員 | 地域巡回、情報収集・提供 |
| 高知県農業協同組合三崎支所 | 地域巡回、情報収集・提供 |
| 土佐清水市森林組合 | 地域巡回、情報収集・提供 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称 | 土佐清水市有害鳥獣被害対策協議会 |
|-----------------|---------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 土佐清水市農林水産課 | 鳥獣害防止計画の作成、協議会の事務局と協議会の運営 |
| 土佐清水地区猟友会 | 有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施 |
| 高知県農業協同組合三崎支所 | 有害鳥獣関連の情報提供（被害状況等） |
| 高知県鳥獣保護管理員 | 有害鳥獣関連の情報提供、鳥獣保護に関する業務 |
| 土佐清水市連合区長会 | 有害鳥獣関連の情報提供（被害状況等） |
| 土佐清水市森林組合 | 有害鳥獣関連の情報提供（被害状況等） |
| その他、鳥獣対策に関して必要と | 有害鳥獣関連の情報提供（被害状況等） |

| | |
|--------|--|
| 認められる者 | |
|--------|--|

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|-------------------|----------------------------------|
| 高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課 | 有害鳥獣捕獲及び被害防止対策に関する情報交換及び技術的指導 |
| 高知県鳥獣保護管理員 | 有害鳥獣捕獲に関する情報提供 |
| 鳥獣被害対策専門員 | 有害鳥獣被害に関して捕獲及び被害防止対策の技術的指導及び普及活動 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|---|
| 設置日：平成26年3月31日 |
| 任期：1年 |
| 構成：民間隊員0名 市職員5名（うち、対象鳥獣捕獲員0名） |
| 実施隊が行う被害防止施策： 捕獲わな設置、集落点検見回り、追い払い、生息・被害調査、広報、被害防除の啓発、侵入防止柵の設置等 |
| 事務局：土佐清水市農林水産課 |

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

| |
|---|
| 鳥獣被害対策実施隊の民間隊員の編成予定はないが、被害が大きい有害鳥獣並びに地区ごとに一斉捕獲計画を策定して、効果的な被害軽減を目指す。 |
|---|

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

| |
|--|
| 捕獲した有害鳥獣については、捕獲者各自で環境に配慮して適切に埋設、又は食用として処理を行う。 |
|--|

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

| |
|---|
| 対象鳥獣の食品としての利用については、解体処理施設は費用対効果や立地場所等の問題があるので、土佐清水市では自家消費とする。 |
|---|

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

| |
|--|
| 市街地にイノシシが出没した場合には、警察と連携し被害防止に努める。また個人で設置している侵入防止柵の設置指導を行う。 |
|--|